

愛知県女子サッカーリーグ規約

【総則】

第1章

第1条（目的）

愛知県女子サッカーリーグ（以下「本リーグ」）は、愛知県女子サッカーの普及・育成・強化・発展を図るとともに、加盟チーム相互の親睦を深めることを目的とする。

第2条（順守義務）

- ① 本リーグに関わる選手、監督、コーチ、審判その他の関係者は本リーグの構成員として、公益財団法人愛知県サッカー協会の諸規定を順守する義務を負う。
- ② 本リーグに関わる選手、監督、コーチ、審判その他の関係者は本リーグの構成員として、第1章のリーグの目的達成を妨げる行為及び公序良俗に反する行為等を行ってはならない。

【運営委員会】

第2章

第3条（運営委員会の設置と職務）

- ① 本リーグは運営委員会を設置する。
- ② 運営委員会は、女子委員会選出役員が委員長となり、加盟チームの代表者および、会計、記録、審判委員会選出者によって構成される。
- ③ 運営委員会は定員の3分の2の委員の出席を以て成立する。
- ④ 運営委員長は会務を統括する。
- ⑤ 運営委員会は円滑なリーグ運営、発展のため会務の執行を審議し決定する。
- ⑥ 決定事項は運営委員会の過半数をもって決定される。
- ⑦ 予算・決算は県協会本部の承認を得て執行される。
- ⑧ 本リーグにおける諸問題発生の場合は規律フェアプレー委員会に報告する。

【リーグ運営】

第3章

第4条（加盟資格）

- ①（公財）日本サッカー協会への登録選手で構成された（公財）愛知県サッカー協会登録チームとする。
- ② 本リーグに新規加盟を希望するチームは4月1日までに運営委員長に申請をする。
- ③ 新規加盟希望チームは運営委員会において加盟を承認される。

第5条（チーム数）

本リーグのチーム数は以下の通りとする。

- ① 1部 8チーム
- ② 2部 11チームまで
- ③ 2部が11チームを超えたとき新たに3部を組織する。

第6条（リーグ）

- ① 日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）を頂点に、東海女子サッカーリーグを上位のリーグとする。

- ② 1部での優勝チームは東海リーグへ参加する権利を得る。ただし、東海リーグの再構成がある場合は、1部上位（4）チームまでが上位チームより順に東海リーグへ参加する権利を得る。
- ③ 2部での優勝チームは1部の最下位チームと自動入替とする。2部2位は1部7位と入替戦を行い、2部のチームが勝利したときに1部に昇格する。
- ④ 東海リーグからの降格チームがあり、1部から東海リーグへの昇格がない場合。翌年度は1部を9チームとする。シーズン終了後、8位9位が自動降格。7位が2部2位と入替戦を行う。
- ⑤ 日本女子サッカーリーグまたは東海リーグのチームが当該リーグの参加を取りやめたときは新規加盟チームとし当該リーグの2部リーグからの参加とする。
- ⑥ 日本女子サッカーリーグまたは東海リーグとの間で本規約と矛盾を生じたときは当該リーグの決定を優先する。
- ⑦ 加盟を取りやめるチームがある場合は、順位の変更とリーグの再構成をする
- ⑧ 加盟を取りやめるチームは退会しようとする年度の前年度の2月末日までに文章によって運営委員長に提出しなければならない。

第7条（運営）

- ① リーグは、その年度の4月1日から12月の最終週までに全ての日程を終了しなければならない。未消化の試合はキャンセルとし、当該チームにはその試合に関わる勝ち点を与えず、両チームの総失点に7を加える。但し入替戦などについてはその限りではない。
- ② 試合の期日は運営委員長が試合の予定を各チームに発信した後1週間後に発行する。
- ③ 試合のキャンセルはこれを認めない。但し正当な理由のある時以下の条件でこれを認める。
 - 1) 試合が、協会や連盟が主催する公的行事と重なったとき。
 - 2) 試合当日より3週間前に運営委員長に対して文章による通告がなされ、かつ相手チームの了承が得られたとき

但し、1) 2) に関わらず再試合は両チームの責任で開催されなければならない。

- 3) 試合会場は加盟チームが協力して手配する。

第8条（順位の設定）

- ① 各リーグは2回戦または1回戦総当たり、およびその他の方法で行う。
- ② 1シーズンの1つのチームの試合数は10試合相当とする。
- ③ 勝利チームが勝点3、引分けは両チームに勝点1とし、シーズン終了時点で勝点の最多数チームを優勝としリーグの順位を決定する。勝点が並ぶ場合は、得失点差、総得点、当該チーム同士の試合結果の順で順位を決定する。

第9条（審判）

- ① 主審は、(公財)愛知県サッカー協会女子審判委員会からの派遣審判員とする。
- ② リーグ参加チームは4級審判員以上の資格を持つ帯同審判員を2名以上登録する
- ③ 全ての審判員は審判服を着用する
- ④ 審判のキャンセル、審判服の未着用は運営委員長に報告する。
- ⑤ 運営委員長は諸問題発生の場合は審判委員会へ報告をする。

第10条（会計）

- ① 本リーグの会計は、加盟料をもってこれに充てる
- ② 交通費として、主審に 3000 円、副審に 2000 円、第 4 の審判または記録係に 1000 円を個人に支払う。
- ③ 会場を手配したチームの担当者に交通費を 3000 円支払う。
- ④ 各会場において会場準備の 2 チーム（1 試合目）と会場撤去の 2 チーム（最終試合）についてはそれぞれのチームの担当に対して交通費 1000 円を支払う。